○苫小牧市母子家庭等児童入学援助金支給条例

平成4年3月31日 条例第4号 改正 平成19年3月23日条例第10号

平成24年6月29日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、小学校又は中学校に入学する児童がいる母子家庭等の生活を援助するため、当該児童について入学援助金を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 小学校 小学校若しくは特別支援学校の小学部又はこれらに準じると市 長が認めるものをいう。
 - (2) 中学校 中学校若しくは特別支援学校の中学部又はこれらに準じると市 長が認めるものをいう。
 - (3) 保護者 児童が小学校又は中学校に入学する年の4月10日(以下「基準日」という。)において、当該児童を監護する父又は母(父母が監護していない場合にあっては、当該児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する父母以外の者(里親を除く。))で、引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されているものをいう。

(支給要件)

- 第3条 市長は、基準日において次の各号のいずれかに該当する児童が小学校 又は中学校に入学するときは、当該児童の保護者に対し、入学援助金を支給 する。
 - (1) 父母が婚姻を解消した児童
 - (2) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

- (3) 前2号に準じる状態にある児童で規則で定めるもの
- (4) 規則で定める程度の障害の状態にある児童
- 2 前項の規定にかかわらず、入学援助金は、次の各号のいずれかに該当する ときは、支給しない。
 - (1) 保護者又はこれと生計を同じくする者で規則で定めるものの前前年の所得が規則で定める額以上であるとき。
 - (2) 保護者が基準日において生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護を受けているとき。
 - (3) 保護者が児童の監護を著しく怠っているとき。
 - (4) 前項第1号に該当する児童及びこれに準じる状態にある児童で規則で定めるものの保護者である父又は母が基準日において婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしているとき。
 - (5) 前各号に準じる状態にあると市長が認めるとき。

(支給額)

- 第4条 入学援助金の支給額は、次のとおりとする。
 - (1) 小学校に入学する児童 1人につき20,000円
 - (2) 中学校に入学する児童 1 人につき30,000円

(支給の申請)

第5条 入学援助金の支給を受けようとする者は、基準日の属する年の4月30日(市長が正当な理由があると認める場合は、6月30日)までに、市長に申請しなければならない。

(汳澴)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により入学援助金の支給を受けた者については、入学援助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市児童手当支給条例(昭和45年条例第5号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月23日条例第10号改正)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日条例第26号改正抄)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。